

MY企業年金通信

No. 2012-18

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度
1	【制度関連】厚生年金基金と確定給付企業年金の下限予定利率等の改正について	厚生基金 DB DC

ポイント

1. 厚生年金基金と確定給付企業年金の下限予定利率等の改正について

平成 25 年 4 月 1 日以降に適用される次の予定利率が、3 月 21 日付で公布されました。

ア. 掛金を計算する際の予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）＝「0. 8 %」

平成 24 年度に適用されていた率は「1. 1 %」で「0. 3 %」引下げとなります。

イ. 最低積立基準額を計算する際の予定利率＝「2. 13 %」

平成 24 年度に適用されていた率は「2. 24 %」で「0. 11 %」の引下げとなります。

1	【制度関連】厚生年金基金と確定給付企業年金の下限予定利率等の改正について	厚生基金 DB DC
---	--------------------------------------	------------

1. 掛金計算に適用される予定利率の下限について

平成 25 年 4 月以降を基準日として、厚生年金基金と確定給付企業年金の掛金率（額）を算定する場合に適用する予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）が、「0. 8 %」に設定されました。

年 度	下限予定利率
平成 21 年度	1. 5 %
平成 22 年度	1. 3 %
平成 23 年度	1. 1 %
平成 24 年度	1. 1 %
平成 25 年度	0. 8 %

暦 年	10 年国債の応募者利回り	
	1 年平均	5 年平均
平成 20 年	1. 515 %	1. 564 %
平成 21 年	1. 358 %	1. 536 %
平成 22 年	1. 187 %	1. 502 %
平成 23 年	1. 147 %	1. 381 %
平成 24 年	0. 860 %	1. 213 %

下限予定利率は
 10 年国債応募
 者利回りの直近
 1 年平均と 5 年
 平均のいずれか
 低い率で決定さ
 れています。

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までを基準日として掛金率（額）を算定する場合（財政再計算・変更計算等）の予定利率は、「0. 8 %」を下回ることができませんので、ご注意ください。

2. 最低積立基準額の計算に適用される予定利率について

平成25年4月以降を基準日として、厚生年金基金と確定給付企業年金の最低積立基準額を計算する場合に適用する予定利率が、「2.13%」に設定されました。

年 度	予定利率
平成21年度	2.44%
平成22年度	2.38%
平成23年度	2.32%
平成24年度	2.24%
平成25年度	2.13%

最低積立基準額の計算に使用される予定利率は、30年国債の応募者利回りの直近5年平均を基準として決定されています。

(平成15年度以前は、20年国債の応募者利回りの直近5年平均を基準として決定)

「2.13%」は、平成25年4月1日～平成26年3月31日までを基準日とする非継続基準の財政検証に適用される利率です。(平成25年3月末決算は、平成24年度の予定利率を適用)

この予定利率は代議員会の議決や労働組合等の同意を条件に次の範囲で変更することが可能です。

年 度	告示の予定利率	乗数	変更後の予定利率
平成24年度	2.24%	0.8～1.2	1.792%～2.688%
平成25年度	2.13%	0.8～1.2	1.704%～2.556%

最低積立基準額は、非継続基準の財政検証において、最低保全給付を「予定利率・予定死亡率」で割引計算して算出するため、最低積立基準額と予定利率の関係は、次のとおりとなります。

予定利率の引上げ ⇒ 最低積立基準額の減少 **予定利率の引下げ ⇒ 最低積立基準額の増加**

◎予定利率を変更した際の最低積立基準額の影響イメージ（平成25年度決算で2.556%適用の場合）

